

# 報告書（案）

令和 4 年 10 月 ● 日  
靈感商法等の悪質商法への対策検討会

## 目次

I	はじめに	1
II	靈感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応	2
1.	靈感商法等	2
2.	「旧統一教会」関係	2
III	提言	4
1.	総論	4
2.	旧統一教会への対応等	4
3.	法制度に関する事項	5
4.	相談対応に関する事項	7
5.	周知啓発・消費者教育に関する事項	8
6.	その他	8

## I はじめに

靈感商法等の悪質商法への対策検討会（以下「本検討会」という。）においては、靈感商法等に関するこれまでの消費者庁の対応を検証するとともに、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討する観点から、令和4年8月29日から令和4年10月13日までの間に合計7回の審議を行った。

上記の審議を踏まえ、これまでの靈感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応を振り返った上で、本検討会として提言を行うものである。

## II 霊感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応

### 1. 霊感商法等

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）におけるいわゆる靈感商法等に関する消費生活相談の近年の件数は、約1200件から1500件程度で推移<sup>1</sup>している。

これまでの消費者庁及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）における対応としては、消費者被害の未然防止の観点からの注意喚起を継続的に行うとともに、消費者契約法（平成12年法律第61号）の平成30年改正の際に取消しの対象に追加されたいわゆる靈感等を用いた告知等による勧誘に対する取消権の内容等を周知している。また、消費者被害の救済の観点からは、消費生活センターにおいて、消費生活相談の解決に向けて情報提供や助言、必要に応じてあっせんを行うとともに、事案によっては法律相談等を紹介している。

さらに、消費者被害の未然防止及び救済の両方の観点から、「消費者ホットライン188（いやや）」を通じた早期の相談を呼びかけている。

### 2. 「旧統一教会」関係

本検討会の第2回及び第4回の個別事案の分析と検証（一部は非公開）において、旧統一協会に関する消費生活相談等の情報の分析を行った。

個別の団体に関する消費生活相談の件数等は原則として公表していないところ、旧統一協会については、

- ① 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）が設置され、政府全体で対策を講じることとされていること
- ② 「旧統一教会」問題合同電話相談窓口で把握した現時点での状況に加え、過去の相談件数等の情報が被害の防止の対策の検討に資するという基準に照らして、公表することに社会的な公益性がある

---

<sup>1</sup> 詳細な件数については、本検討会の第1回の資料4の3頁及び4頁に記載されている。

ると判断したこと

から、消費者庁において、令和4年9月30日に旧統一教会に関する消費生活相談の情報を公表している。

さらに、当該情報については、同日に開催された関係省庁連絡会議に消費者庁から提出し、関係省庁連絡会議の構成員で共有している。

### III 提言

これまでの審議を踏まえ、本検討会による提言は以下のとおりである。

#### 1. 総論

- ① 旧統一教会については、社会的に看過できない深刻な問題が指摘されているところ、解散命令請求も視野に入れ、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 78 条の 2 に基づく報告徴収及び質問の権限を行使する必要がある。
- ② 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化を図るため、取消権の対象範囲を拡大するとともに、その行使期間を延長するための法制上の措置を講ずるべきである。
- ③ 寄附に関する被害の救済を図るため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 17 条（寄附の募集に関する禁止行為）の規定を参考にしつつ、寄附の要求等に関する一般的な禁止規範及びその効果を定めるための法制上の措置を講ずるべきである。
- ④ 相談対応に関しては、より多くの関連分野の専門家とも連携を図り、特に子どもの立場に立って、児童虐待等からの保護はもちろん、いわゆる宗教二世に対する支援を行う必要がある。
- ⑤ 周知啓発・消費者教育に関しては、消費者被害に関する情報を迅速に公表するとともに、消費生活センターの存在の周知を強化し、また高校生を含めた消費者教育の過程で靈感商法等に関する情報を伝えることが重要である。

#### 2. 旧統一教会への対応等

宗教法人法第 81 条に基づく解散命令については、団体としての存続は許容されるとはいえ、法人格を剥奪するという重い対応であり、信教の自由を保障する観点から、裁判例<sup>2</sup>にみられる同条の趣旨や要

<sup>2</sup> 東京高等裁判所決定（平成 7 年 12 月 19 日）において、解散命令制度が設けられた理由に関し、「同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときは、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法

件についての考え方も踏まえ、慎重に判断する必要がある。

また、宗教法人法第78条の2に規定する報告及び質問に関する権限は、解散命令の事由等に該当する疑いのある場合に限り、必要があると認められる場合に、宗教法人法の規定に従って行使すべきものとされ、これまで行使した例はない。しかし、これらの対応には問題があり、運用の改善を図る必要があるとの指摘があった。

旧統一教会については、旧統一教会を被告とする民事裁判において、旧統一教会自身の組織的な不法行為に基づき損害賠償を認める裁判例が複数積み重なっており、その他これまでに明らかになっている問題<sup>3</sup>を踏まえると、宗教法人法における「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」又は「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をした」宗教法人に該当する疑いがあるので、所轄庁において、解散命令請求も視野に入れ、宗教法人法第78条の2第1項に基づく報告徴収及び質問の権限行使する必要がある。

### 3. 法制度に関する事項

#### (1) 消費者契約

いわゆる靈感等を用いた告知等による勧誘に対する取消権を規定する現行の消費者契約法第4条第3項第6号<sup>4</sup>については、靈感商法等による消費者被害の実態を踏まえつつ、その要件の緩和を検討すべきである。また、当該取消権については、マインドコント

---

の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかかる存在となったときにこれに対処するための措置を設ける必要があるとされ、かかる措置の一つとして、右のような存在となった宗教法人の法人格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが必要不可欠であるとされたからにほかならない」との考え方がある。あわせて同決定においては、オウム真理教の解散命令に関し、①法人の代表役員等が、法人の人的・物的組織等を用いて行ったものであること、②社会通念に照らして、当該宗教法人の行為といえること、③刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反すること、といった要件を満たす必要があるとの考え方がある。

<sup>3</sup> 具体的には、「日本の旧統一教会に献金させるのではなく、韓国の旧統一教会に献金させる、直接お金を持っていかせることも脱法行為としてされている。これは二重の脱法行為であり、日本法の適用をさせない。もう一つは、外国為替管理法違反の行為、個々の信者にお金を持っていかせることによって脱法する。」といった指摘があった。

<sup>4</sup> 消費者契約法の令和4年改正、すなわち「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）」による改正によって第8号に繰り下げられる（同改正は令和5年6月1日に施行予定）。

ロールから抜け出すためには相当程度の時間を要するとの指摘がなされていることも踏まえ、その行使期間（現行では追認をすることができる時から1年間、消費者契約の締結の時から5年間のいずれか早い方）の延長を検討すべきである。

さらに、いわゆるつけ込み型の不当勧誘に対する取消権<sup>5</sup>については、これまでも包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象とすることが必要であるとの指摘がなされているところ、マインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況が問題となる靈感商法等に対応できるものとして法制化に向けた検討を早急に行うべきである。

## （2）いわゆる寄附の位置付け等

いわゆる寄附の性質については、贈与・信託的譲渡その他の契約に該当する場合が多いと考えられるものの、金銭等の移転・交付の具体的状況ごとに評価する必要があること、さらに契約かどうかという入口で争いとなることを避けるためにもあえて契約に限定せずに意思表示の取消し、寄附の無効等の対策を考えることが重要である。

寄附の要求等に関する規制については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条（寄附の募集に関する禁止行為）の規定も参考としつつ、正体隠しの伝道等の本人の自由な意思決定の前提を奪うような活動手法やマインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況が問題となる寄附の要求等への対応も念頭に、より幅広く一般的な禁止規範を規定すべきである。当該禁止規範に違反した場合の効果については、意思表示の取消し・無効、寄附の無効等を規定することが考えられる<sup>6</sup>が、本人及び家族による主張の実効性の確保の観点も踏まえつつ、法制化

<sup>5</sup> 参議院法務委員会における「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成30年6月12日）においては、「知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不正に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権」とされている。

<sup>6</sup> 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」において民法（明治29年法律第89号）第90条の改正案として示された「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とする」を参考として検討することも考えられるとの指摘があった。

に向けた検討を行うべきである。

### (3) その他の指摘事項

上記（1）及び（2）に加え、過度の献金による本人及び家族の生活に必要な資産が失われる危険性を防ぐべく、一定範囲での献金に関する上限規制を考えるべきとの指摘、家族による財産保全又は管理の制度を設けるべきとの指摘があった。また、宗教法人法の解散命令の前段階として、質問権等の実効性を高めるための調査権や改善命令の創設、税優遇措置の剥奪等を可能とするための法整備の検討、会社法（平成17年法律第86号）の解散命令の運用の強化等、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の執行の充実及び同法に靈感商法を対象とした新類型の追加を求める指摘もあった。

## 4. 相談対応に関する事項

全国の消費生活センターにおける消費生活相談に加え、政府においても「旧統一教会」問題合同電話相談窓口を設け、悩みを抱えている方々から幅広く相談を受け付けた上で、必要に応じ、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関を紹介している。

この点に関し、靈感商法による消費者被害については、消費生活相談の対応の一層の充実を図った上で、公認心理師、精神保健福祉士、精神科医、宗教社会学者、弁護士等の専門家<sup>7</sup>とも連携しつつ、当事者及びその家族の支援を行うより専門的な相談窓口を設けるとともに、関係機関等が適切に連携を図ることも必要と考えられる。特に、児童虐待等からの保護も視野に入れ、子どもの側に立っていわゆる宗教二世に対する支援を行う必要がある。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）における消費生活相談の情報の保存期間は、現状では10年とされている。この点に関し、特定の団体に関する継続的な消費生活相談がある場合には保存期間が10年では十分ではないとの指摘も踏まえ、国民生活センターにおいて、消費生活相談のデジタル化の検討も踏まえつつ、その

---

<sup>7</sup> 児童相談所に公認心理師や精神保健福祉士のような専門家を確実に配置して、かつ、研修ないし教育のプログラムの中で、マインドコントロールとか、批判的思考法といった対処方法を学ばせる必要があるとの指摘があった。

保存期間の延長を行う必要がある。

## 5. 周知啓発・消費者教育に関する事項

消費者被害の未然防止及び解決の促進を図るために、被害情報を迅速に公表すること、さらに消費生活センターの存在の周知<sup>8</sup>を強化することが重要である。

したがって、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育を推進すべきである。また、国民生活センターが消費生活相談の情報を消費者向けの注意喚起だけでなく、事業者に対する再発防止等の取組を働きかける方向で活用するための制度的な担保を検討すべきである。

また、特定の集団が靈感商法を引き起こしているときに、その実名を具体的に出して説明しなければ、消費者被害の防止に役立たないと指摘があった。この点に関し、高校生も含めて消費者教育<sup>9</sup>の中でしっかりと伝え、消費者被害をどう避けるか、どう救済されるのか、どこに相談できるのかということを教えることが重要である。

## 6. その他

消費者庁においては、本検討会における提言を踏まえた施策を着実に実施すべきである。上記の3から5までに記載した事項のうち、法制上の措置を要する事項については、現行法の改正又は新法の制定による対応が求められる。

また、消費者庁の所掌事務の範囲を超える事項については、消費者庁は、それぞれの行政機関における実施を強く働きかけるべきである。

---

<sup>8</sup> 「消費者ホットライン188（いやや）」経由で相談が入ることも増加しており、この番号を設けた意味は大きく、「188」の番号の周知も重要であるとの指摘があった。

<sup>9</sup> 一般の人は必ずしも法律の詳細を知らないこと、教育現場との連携が不十分であること、そもそも教育の中身そのものが具体性を欠き靈感商法等対策に合わせて十分ではないことの3点が課題であるとの指摘があった。